

令和2年度電動生ごみ処理機販売業者登録申請の受付

当組合では、生ごみの減量化を推進するため、電動生ごみ処理機の購入費用の一部に補助金の交付を行っています。

本交付事業の実施にあたって、次の要領で電動生ごみ処理機の販売業者登録申請の受付を行います。

1 販売登録条件

- (1) 当組合の構成町内（長沼町・南幌町・由仁町）の業者（支店等含む）で、電動生ごみ処理機を取り扱う業者であること。
- (2) 購入希望者から補助金の額を差し引いた販売代金を受領した後、補助金（25,000円（購入価格が50,000円未満の場合、購入価格の2分の1以内の額で100円未満の端数を切り捨てた額））受領の委任を受け、組合に対し補助金の交付請求を行い、支払いを受けることに同意できる業者であること。
- (3) その他必要事項については、組合長が定めるものとする。

上記、全ての販売登録条件に該当する業者で、販売業者の登録を希望する方は、「電動生ごみ処理機販売登録申請書」により申請してください。

2 販売業者登録申請の受付期間

自 令和2年3月16日（月）
至 令和2年3月25日（水）

3 提出書類

- (1) 電動生ごみ処理機販売登録申請書
- (2) 販売する電動生ごみ処理機のカatalog

4 申請書類の提出先及びお問い合わせ先

〒069-1306

夕張郡長沼町東5線北8番地 南空知公衆衛生組合 総務課業務係

TEL0123-88-3900

申請書類は郵送でも構いませんが、令和2年3月25日（水）必着でお願いします。

5 その他

本交付事業の開始時期につきましては、令和2年5月に広報誌等で購入者の募集を開始いたします。